

一般社団法人 日本癌学会（JCA）の利益相反の運用に関する Q&A

（2020年9月現在）

1. 利益相反に関する一般的な質問

Q1：産学連携で研究を行う場合、何故、利益相反が問題になるのですか？

A1：①人を対象とする医学系研究を産学連携で行う場合には、研究対象がヒト・患者などであり、生命の安全、人権擁護を図る義務が存在します。②基礎研究においても、研究成果の信憑性を示す義務が存在します。一方において、研究者として資金及び利益提供者に対する義務等も発生します。このような二つの義務の存在は、単に形式的のみならず、時には実質的にも相反し、対立する場面が生ずることになります。1人の研究者をめぐって発生するこのような義務の衝突、利害関係の対立・抵触関係がいわゆる利益相反（Conflict of Interest：COI）と呼ばれる状態です。産学連携の推進は現代社会の医学研究の発展の為には極めて重要である一方、産学連携で行われる研究はほとんど利益相反の可能性を内在しており、研究者・企業の立場を守る意味でも特別な注意の喚起が必要です。

Q2：欧米では、研究のCOI 自己申告はどのようになっているのでしょうか？

A2：多くの学会では、演題発表の際や、学会雑誌へ発表する場合にCOI自己申告書の開示が義務付けられています。

Q3：COI の管理は本来、研究者が所属する機関・施設で行うものと理解していましたが、学会のCOI マネージメント（管理）とはどのようなものですか？

A3：会員の多くは所属施設で研究を実施し、得られた成果を各専門学会で発表します。産学連携にて行われる研究の実施とその発表という2つのステップがあり、それぞれにおいて透明性、公明性が求められることから、所属機関・施設だけでなく、学会発表においてもCOI状態の開示が求められると理解してください。所属機関・施設に対しては、当該研究に携わる研究者全員が実施計画書と同時にCOI 自己申告書を施設長へ提出し当該施設においてCOI マネージメントを受けることが求められております。一方、日本癌学会のCOI 指針は、本学会が行うすべての事業を対象に、これを行う学会関係者（会員・非会員の別を問いません）のCOI 状態を自己申告によって開示させ、これにより学会関係者の社会的・倫理的立場や責務を明確にすることを目的としています。また、本学会が行う事業に際し、必要に応じて利益相反状態を回避するように管理することもあります。

なお、臨床研究法に基づく特定臨床研究におけるCOI管理計画につきましては、厚生労働省の下記URLをご参照ください。

厚生労働省ホームページ内：

臨床研究法について「1－7. 臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

2. 日本癌学会における利益相反管理に関する質問

Q4：日本癌学会は、いつからCOI 指針に則ってマネージメントを行っていますか？

A4：2009年4月より試行期間として運用を開始し、当初は2年間の試行期間を予定しておりましたが、試行期間の状況をふまえた指針等の改訂、また『*Cancer Science*』のシステム改訂等を受け、会員への周知徹底のため、2011年4月より改めて1年間の再試行期間とし、その後2012年4月より完全実施しています。

Q5：具体的にはどのような活動・役職が対象になるのでしょうか？

A5：利益相反に関する申告・開示を求める活動・役職は以下の通りです。

- ① 本学会が主催または共催する学術総会・シンポジウム・カンファレンス・市民公開講座等で発表・講演を行う筆頭発表者と研究責任者（会員・非会員の別を問いません。）
- ② 学会機関誌『*Cancer Science*』等で論文発表を行う全著者
- ③ 学会役員（理事、監事、委員会委員長）、倫理委員会委員、利益相反委員会委員、『*Cancer Science*』のEditor（Editor-in-Chief、Deputy Editor-in-Chiefを含み、Associate Editorを含まない）
- ④ 学会会長、学術総会幹事
- ⑤ その他、ガイドライン策定や教育、啓蒙、提言など社会への影響が大きいと考えられる活動に参加される者

上記①～④のいずれの場合も、対象者の配偶者、一親等の親族、又は収入・財産的利益を共有する者のいずれかが利益相反状態にある場合は同様に申告しなければなりません。

Q6：利益相反事項を申告する場合、いつからいつまでの期間の事項を申告する必要があるのか、具体的に説明してください。

A6：

- ① 学術総会等での発表の場合：筆頭発表者と研究責任者について、演題登録時から遡って過去3年間における発表演題に関連する企業や営利を目的とする組織・団体との利益相反状態を申告する（指針第12条参照：演題を2018年3月3日に提出する場合、2015年3月3日～2018年3月2日の間に発生した利益相反状態を申告する）。
- ② 『*Cancer Science*』への論文発表の場合：論文投稿時から遡って過去3年間における発表論文に関連する企業や営利を目的とする組織・団体との著者全員の利益相反状態の有無とその状態を申告し、誌面上で開示する（指針第13条参照）。
- ③ 学会役員は就任前（就任する前年度11月頃）と、就任後は1年ごとに過去3年分の学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする組織・団体に関わる利益相反状態に

つき自己申告書を提出する（指針第10条参照：2019年1月1日からの就任の場合、2016年1月1日～2018年12月31日の利益相反状態を申告する）。理事立候補者は立候補時にオンライン立候補画面にて利益相反状態を申告する。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、8週以内に申告する。

- ④ 学会会長等は、その選任にあたり過去3年分の学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わる利益相反状態につき自己申告書を提出する（総会開催の前年11月頃：指針第11条参照）。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、8週以内に申告する。
- ⑤ その他、ガイドライン策定や教育、啓蒙、提言など社会への影響が大きいと考えられる活動に参加される場合は、その選任にあたり過去3年分の学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わる利益相反状態につき自己申告書を提出する。

Q7：学術総会で発表する場合の申告、開示、公開の違いを教えてください。

A7：学術総会で発表する場合の「申告」とは、演題登録時にwebsite上にあるCOI自己申告画面で必要事項をすべて入力することです。「開示」とは、口頭発表の場合は発表スライドの2枚目（タイトルの次のページ）でCOI状態開示用のスライドを一枚映写して内容を読み上げることにより、また、ポスター発表の場合にはポスターの最下部に申告内容を掲示することにより、学術総会参加者にCOI状態を明らかにすることです。各学術総会で開示スタイルが指定されていますので具体的にはその内容をご参照ください。「公開」とは、本学会に関係しない外部の人々や、マスコミ、社会一般の人々に対して、申告されたCOI情報を明らかにすることです。利益相反情報は原則として非公開としますが、学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要がある場合は、指針第19条に基づき、理事会の議を経て、必要な範囲内で公開することがあります。

Q8：学会側は、COIの申告・開示内容の真偽を調査するのですか？

A8：原則として調査はしません。真偽の問題は、申告・開示者の研究者としての自己責任の問題です。ただし、内部告発や外部からの指摘により、COIの申告・開示内容に関して疑義が生じた場合は調査を行うことがあります。調査により、申告・開示内容が虚偽であったことが判明した場合、その責任は全て虚偽の申告・開示を行った本人が負うこととなります。

Q9：機関誌*Cancer Science*のCOI申告基準の金額は、米ドル（USD:\$）と日本円（JPY:¥）の両方で表示されていますが、どちらで申告するのでしょうか？

A9：*Cancer Science*については、国内外両方からの投稿がありますので申告書フォームの金額提示はドルと日本円の両方を記載しています。日本国内からの投稿の場合は、日本円を基準にして申告してください。金額に米ドル建てのものが含まれる場合は、米ドルで申告いただいても結構ですし、投稿時点での為替相場を基準に日本円に換算して申告いただいても

結構です。

Q10：学術総会などで、発表者が基準以上のCOI 状態があるにも関わらず、COI開示を適切に行わない等、虚偽の申告をした会員が社会から非難された場合、学会はどう対応するのですか？

A10：COIの開示が不適切と判明した場合は、指針第8章に基づき、適切な措置を取ります。学会発表でもし開示しなくても、それですぐ措置を取るということはありません。しかし、発表者のCOI 状態の開示不良が深刻な社会問題となり、誹謗中傷をされた場合などには、学会が社会へ向けての説明責任を果たすのではなく、発表者個人の問題として発表者自身に対応していただくこととなります。そして、そのことが日本癌学会の社会的な信頼性や権威を傷つける結果になった場合には、学会としてそれに応じた措置・処分を本学会の定款に従い検討することとなります。

Q11：本学会のある役員が自己申告書に虚偽の記載をしたことにより、本学会の社会的な信頼性を著しく損なった場合、どのような対応を行うのですか？

A11：理事長は理事会の審議を図ると共に、調査委員会を立ち上げて事実関係を含めての真相解明を行い、自己申告違反の事実が確認されれば、その程度に応じて本学会の定款が定める手順により処分されることとなります。

Q12：会員から、特定の学会役員について、企業や営利を目的とする組織・団体から提供される寄附金額はいくらかとの問い合わせがあった場合、その詳細を開示するのですか？

A12：原則として非公開としています。但し、理事会で検討し、学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために情報の開示が必要であると判断した場合は、COI 指針に規定されている基準額以上の寄附金があったかどうかの情報のみ提供します。金額については個人情報観点から原則として開示しませんが、特別な問題がある場合には利益相反委員会・理事会で対応します（指針第19条）。

Q13：非会員（マスコミなど）から、特定の学会役員のCOI自己申告書の開示請求が法的になされた場合、どう対応するのですか？

A13：学会としては、学会役員の個人情報の保護を基本に理事会で議論して、開示の可否およびその方法について最終判断を行います。事例によっては、顧問弁護士と相談の上、法的に対応します。

3. 利益相反自己申告書提出に関する質問

Q14：配偶者や一親等の親族、収入・財産を共有するもののCOI 状態まで申告するように定めていますが、これらの人が申告・開示を拒んだら、どうすべきですか？

A14：配偶者などのCOI 状態が、申告者の学会事業活動に強く影響するのは一般に理解されているところです。論文投稿や学会役員などの就任時には、COI 状態の申告・開示が求められます。ベンチャー企業の立ち上げや運営において配偶者を含めて親族が関わる場合も想定され、配偶者などのCOI 状態が深刻な結果、社会的・法的問題が生じた場合には、これらを自己申告していなかった当該申告者を指針違反者として取り扱い、本指針で定められた措置をとらざるを得ません。以上の点を踏まえて配偶者や一親等の親族に理解を求めて情報提供をお願いしていただくことが大切です。

Q15：COI 自己申告書への記載は、該当する事項がない項目についてもすべて記載すべきですか？

A15：はい。自己申告書の項目ごとに基準額が設定されていますので、「有」もしくは「無」のチェックをすべての項目について行い、「有」の場合には、必要事項を漏れなく記載してください。

Q16：私はある企業からアドバイザーとしての報酬を60万円受け入れています、申告が必要でしょうか？

A16：アドバイザーの契約には2種類あり、（1）年間契約等で定期的に報酬をうけているケースと、（2）アドホック（単発）で報酬をうけているケースがあります。（1）の年間契約等の場合は、項目A-①で基準額を超えた場合に申告してください。（2）のアドホック契約の場合は、項目A-④で基準額を超えた場合に申告してください。

Q17：COI 自己申告書の項目ごとの基準額は、どのようにして決められているのですか？

A17：「日本医学会COI管理ガイドライン」、並びに諸外国での基準を参考にして項目の設定並びに基準が設定されています。

Q18：私はある生物製剤に関する特許権を1,000万円で製薬会社に譲渡しました。これは特許権使用料には当たらないと解釈して、申告しなくてよいのでしょうか？

A18：特許権の譲渡益については、項目A-③で基準額を超えた場合に申告が必要です。

Q19：私は製薬会社の株を30万円相当分持っています。また、先日、製薬会社の主催するセミナーで講演し、10万円の講演料を得ました。これら全てを自己申告しなければいけませんか？また、収入がある度に自己申告するのですか？

A19：具体的な申告の時期、申告方法、基準額は対象活動や対象者により異なり、指針に定めています。株は1つの企業や営利を目的とした組織・団体についての1年間の利益（新株

予約権の場合は含み益)が100万円以上あるいは当該株式の5%以上保有している場合、講演料は1つの企業や営利を目的とした組織・団体につき年間50万円などの取り決めが指針に定められています。株を所持していたり、講演料を得ていたりしたとしても、指針に定められた基準以下のものは自己申告する必要はありません。申告時期は、学術総会での発表は演題登録時、論文発表は投稿時に、発表する研究内容に関する企業や営利を目的とした組織・団体とのCOI状態を自己申告することが義務づけられています。一方、学会役員や特定の事業に参画するなどの場合には、就任時と、その後1年に1回の自己申告が必要で、自己申告書提出後に、新たに基準額を超えるCOIが発生した場合、8週間以内に、修正した自己申告書を学会理事長あてに提出する義務が生じます。

Q20：私はがんの研究や診療とは関係のない出版社からの原稿料が50万円を超えますが、申告が必要でしょうか？

A20：原稿料で申告が必要なのは、原稿料の支払元が製薬会社や医療器具メーカーなど、自身の研究や学会活動に関わる企業である場合です。しかし、原稿料が出版社から支払われたとしても、関係する製薬会社などがスポンサーとして関係している場合には申告する必要があります。

Q21：ある製薬企業から、私の勤める県立病院に寄附金600万円の入金があり、研究担当者名は私になっています。実際には、病院全体の研究費として多くの人が使用しており、物品を購入する場合、病院事務を通して経理がなされています。このような寄附金も私のCOI状態として申告すべきでしょうか？

A21：企業から寄附金〔奨学（奨励）寄附金等を含む〕または民間学術助成団体から助成される研究助成金を受け入れた場合、1つの企業や営利を目的とした団体もしくは民間学術助成団体からの受け入れ金額の直接経費のうち、申告者が実質的に用途を決定し得る金額が年間100万円以上であれば、申告・開示する必要があります。ただし、学術総会等での発表、論文投稿の研究内容が、当該の寄附金を納入した企業や営利を目的とした団体もしくは民間学術助成団体と関係のない場合には申告・開示する必要はありません。一方、学会役員や特定の事業へ参画する場合など申告義務がある委員として活動されている場合には、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とした団体もしくは民間学術助成団体に関わるもの全てが申告の対象となります。

Q22：私の所属機関では、企業からの奨学（奨励）寄附金や治験の入金額の10%が事務経費（間接経費・オーバーヘッド）として差し引かれます。このため、企業から100万円の奨学（奨励）寄附金をもらっても、研究者には90万円となります。この場合、奨学（奨励）寄附金の受け入れは、90万円と考えてよろしいでしょうか？

A22：はい。受け入れ金額の基準額は所属機関の事務経費を控除した直接経費となります。

で、間接経費・オーバーヘッドを除いた金額をもとに記載してください。この例の場合、奨学（奨励）寄附金の金額は90万円となり、申告基準の100万円を下回りますので、申告は不要と判定されます。

Q23：COI 申告書の中で、「6.企業等および企業等を資金源とした非営利団体が契約に基づいて提供する研究費（受託研究費・共同研究費・治験費等）」の項目がありますが、研究室（医局或いは講座など）の代表リーダー（教授、准教授など）が受けている場合、どうすべきでしょうか？

A23：企業や営利を目的とした団体からの研究費受け入れの方式として、

1. 講座・分野宛にしている場合と、
2. 研究者個人にしている場合、
3. どちらでも可能としている場合

があります。本学会が主催ならびに共催する学術総会・カンファレンス・シンポジウム・市民公開講座等での演題発表については、筆頭発表者と研究責任者が所属する研究室単位が同じであるとか、共同研究のために研究費の用途を一にしている場合、筆頭発表者と研究責任者の別を問わず、実際に研究費を受け入れている方（講座・分野が受け入れている場合は研究責任者）が申告してください。ただし、学会役員就任時やガイドライン策定などの特定の事業に参画するなどの場合には、組織COIの申告が必要となります。その場合は、部局内の研究者個人が研究費の提供を受けているが、共同研究を行う立場であれば、申告してください。しかし、同じ部局内の研究者が全く独立して研究を行っている場合には必要はありません。

Q24：ある医療器具メーカーから、私の勤める市民病院に奨学（奨励）寄附金200万円の入金があり、研究担当者名は私になっています。実際には、市民病院全体の研究費として公平に使用しています。このような奨学（奨励）寄附金も私の利益相反状態として申告すべきでしょうか？

A24：1つの企業や営利を目的とした団体もしくは民間学術助成団体から受け入れた金額の直接経費のうち、申告者が実質的に用途を決定し得る金額が年間100万円以上であれば、申告して下さい。但し、指針にあるように、学術総会等での発表、論文投稿では、奨学（奨励）寄附金を納付した企業や営利を目的とした団体もしくは民間学術助成団体と関係のない演題・論文であれば、申告対象となりません。学会役員など申告義務がある委員として活動される場合は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とした団体もしくは民間学術助成団体に関わるもの全てが申告の対象となります。

Q25：申告書（様式1）の項目A-7の「企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金または民間学術助成団体が提供する研究助成金等」の申告について、大学に一括

して入金される寄附金等の場合、目的が特定化されないため、自身の研究に分配される金額について把握するのが難しいです（いくつかの研究を持っている場合にはどの研究にいくら分配されているか把握できない）。よって、「研究費の金額」を記すのが難しいが、これらも明確に記載すべきでしょうか？

A25：申告対象期間は過去3年間になりますので、ご自身の研究に分配された金額はすでに決定されているものと思われます。申告は正確な金額でなく「金額区分」となっておりますので、可能な範囲でお調べいただき、申告にご協力いただけますようお願い致します。

Q26：申告書（様式1）項目 A-6 で、「申告者が受け取る対価」には具体的にどのような額を記載すればよいのでしょうか。「研究費」と同じではないのですか。

A26：「研究費」とは別に受け取った、寄附講座等に雇用される職員の給与や所得がある場合にその金額を記載してください。ない場合には、「申告者が受け取る対価」の項目の箇所には、「特定の対価は存在しない」旨ご記入ください。

Q27：民間学術助成団体が提供する研究費も申告・開示が必要とのことですが、ここでいう「民間学術助成団体」とはどのようなものなのでしょうか？

A27：「〇〇生命科学財団」、「〇〇記念振興財団」、「〇〇がん研究基金」など、非営利の研究助成団体を指します。これらの団体の出捐者（＝資金提供者）は企業であることもあり、その場合、研究費の受給者と当該企業との間に利益相反状態が発生すると解釈されます。当学会では、民間学術助成団体が提供する研究費は、出捐者の如何にかかわらず、全て申告・開示していただいています（JACCRO や JCOG など、非営利の臨床研究推進団体からの資金受け入れも、これに準ずるものとして申告・開示をお願いしています：Q28 参照）。一方、科研費や AMED 委託事業費など、国や地方公共団体による公的研究費の申告・開示は不要です。

Q28：ある医薬品の多施設共同治験に参画しており、認定 NPO 法人である日本がん臨床試験推進機構（JACCRO）から治験実施費を受け入れています。これは企業からの委託試験ですが、委委託契約は当該企業と JACCRO の間で締結されており、私自身は治験実施費を企業から直接は受け入れていません。このような場合でも、利益相反の申告・開示は必要でしょうか。

A28：はい。JACCRO などの非営利臨床研究推進団体からの資金の受け入れは、「民間学術助成団体が提供する研究費」と同様の考え方（Q27 参照）で、治験委託企業との間に利益相反状態が生じるとみなされますので、申告・開示の対象となります（受託費用に加えて、共同研究費や臨床研究支援金の受け入れも申告・開示の対象となります）。研究代表者・治験責任医師など、所属施設（分担施設を含む）で当該治験について代表的役割を務めている場合は、資金提供団体名および委託元企業名を申告・開示してください（例：JACCRO/〇〇

製薬株式会社)。

3-1. 学術総会等での発表、機関誌発表などにおける COI 申告について

Q29：何故、本学会が主催ならびに共催する学術総会・カンファレンス・シンポジウム・市民公開講座等での発表で、筆頭発表者と研究責任者だけが自己申告書の対象なのですか？

A29：学会によっては、筆頭発表者と研究責任者だけでなく、すべての連名発表者も申告対象としている場合もあります。現在は、筆頭発表者と研究責任者だけとしていますが、将来的には連名の発表者全員まで拡大する可能性もあります（指針第12条）。

Q30：営利企業や団体などから申告基準をはるかに超えるCOI状態があった場合、本学会が主催ならびに共催する学術総会・カンファレンス・シンポジウム・市民公開講座等での発表は出来ないのですか？

A30：高額の研究費や個人収入を得ているからといって、発表が出来ないことはありません。発表の時に、適切にCOI 状態を自ら開示することによって、その講演内容の評価は参加している聴衆に判断を委ねることとなります。当然、当該の講演者は、発表内容の中立性・公明性が求められることとなり、このような対応がCOIマネージメントの基本と理解してください。ただし、ガイドライン策定や教育、啓蒙、提言など社会への影響が大きいと考えられる事業への参画ができない場合もあります。COIに関して、回避すべき事項（指針第4章）もご確認下さい。

Q31：学術総会等で演題発表する場合、いつ筆頭発表者と研究責任者のCOI 状態を申告するのですか？

A31：発表する演題の抄録をwebsiteにて登録する時に、website上にあるCOI自己申告画面に必要な事項をすべて入力してください。入力が不十分であった場合、演題が採択されなかったり、採択通知が遅延したりすることもあります。

Q32：非会員が学術総会等の特別講演、シンポジウムなどに招待された場合もCOIの申告および開示が必要となりますか？

A32：はい。学会の事業に参加する方であれば、会員・非会員を問わず、発表内容に関するCOI状態の有無およびその内容について、申告および開示が求められます。

Q33：学術総会などの昼食時や、夕方に開催される企業主催のランチョンセミナー、イブニングセミナー（シンポジウム）などが開催された場合、発表者はCOI状態を申告および開示する必要がありますか？

A33：はい。これらのセミナーは本学会の事業に含まれますので、発表者はCOI 状態を申告および開示する義務を負うこととなります。なお、日本医学会の医学研究のCOIマネージ

メントに関するガイドラインでは、企業主催のランチョンセミナー、イブニングセミナー（シンポジウム）などは特段の指針遵守が求められることが明記されています。

Q34：具体的には発表時にどのようにCOI状態を開示すればよいですか？

A34：学術総会での口頭発表、市民公開講座での講演等の場合には、発表スライドの2枚目（タイトルの次のページ）にCOI状態開示用のスライドを一枚挟み、開示してください。開示するCOI項目の多寡に応じて、開示スライドの映写時間を十分確保していただくようにご配慮ください。ポスター発表の場合にはポスターの最下部に開示内容を掲示ください。各会場で開示スタイルが指定されていますので具体的にはその内容をご参照ください。

Q35：本指針に従えば、本学会事務局に膨大な量の個人情報蓄積されることとなりますが、それらはいつまで保管されるのでしょうか？

A35：学会役員等から提出された申告書については、最終の任期満了の日から2年間、学術総会演題登録時や市民公開講座講演受諾の際に提出されたCOI申告書は、開催終了から2年間、学会事務局の鍵付の専用保管庫にて厳重に保管され、以後管理責任者（理事長）の監督下において削除・廃棄されます（指針第17条）。ただし、特別な案件に関しては理事会において協議し、長期間保管される場合もあります。機関誌に関しては、投稿時に投稿サイト上で申告された情報は、最終的には誌面上に掲載されるため、申告内容を事務局で保管することはありません。

Q36：機関誌への投稿論文で明らかにするCOI状態の期間は、いつからいつまでですか？

A36：投稿日から遡って過去3年間に発生した論文の内容に関するCOI状態を申告してください。論文が改訂（リバイス）となった場合は、最終版の投稿論文を送付した日までに発生した事項についても自己申告書を改訂して自己申告してください。

Q37：機関誌投稿時に記載するCOI Formはどのように書けばよいのですか？

A37：該当論文に関係した企業や営利を目的とした団体などとの間にCOI状態が存在する場合、申告事項のある項目の「Yes」欄にチェックし、COI状態の存在する筆頭著者（申告者本人）、共著者、あるいは配偶者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有する者の名前を記載し、COI状態にある企業や営利を目的とした団体名を記載してください。申告事項がない項目には、「No」欄にチェックしてください。投稿論文については共著者を含めた全著者のCOI状態を開示します。COI Form投稿画面にサンプルがございますのでご覧ください。

Q38：欧米の代表的な雑誌では、投稿時に提出するCOI申告書を標準化する動きがありますが、日本癌学会はどの様に対応する予定ですか？

A38：New England Journal of Medicine誌やLancet誌などの編集責任者が集い、国際委員会

[International Committee for Medical Journal Editors (ICMJE)] を設置し、共通のCOI開示様式を提案し試行しております。日本癌学会も将来的には国際的な標準化を視野に取り組んでいく予定です。

Q39: 学術総会の筆頭発表者や研究責任者、機関誌掲載論文の著者が企業等に所属している場合、COI 状態の開示や申告書の提出は必要ですか？

A39: 発表者、著者が企業に所属する場合、抄録・論文等の所属先 (Affiliation) に企業名を明記してください。また発表時の COI 開示スライドやポスターでも企業名を明記してください。所属する企業等に関する COI 申告書の提出および発表時の COI 状態開示スライドは不要です。ただし、所属する企業以外の企業や営利を目的とした団体もしくは民間学術助成団体との COI 状態がある場合は、申告および発表時のスライドでの開示が必要です。

Q40: 私は、現在所属している大学の他にベンチャー企業にも所属しており、その企業が関連する研究成果を学会や論文で発表したいのですが、どちらの所属機関名を記載したらいいのでしょうか？

A40: 発表される内容が当該企業に関連する場合には、ベンチャー企業からの経済的な COI が無い場合でも、所属しているベンチャー企業名と現在の所属先の両方を併記ください。なお、過去5年以内に企業から現在の研究機関へ転職した場合にも、現在の研究機関名だけでなく、研究内容に係る元所属の当該企業名の双方を記載ください。ただし、ご発表される内容がベンチャー企業と関連しない場合には、現在の研究機関名だけを記載ください。

3-2. 学会役員などの COI 申告書について

Q41: 学会役員などが自己申告書提出後に、新たに基準額を超えるCOI状態が発生した場合はどのように対応すべきですか？

A41: 新たに発生した時点から8週以内に、修正した自己申告書を学会理事長あてに提出する義務が生じます (指針第10条参照)。

Q42: ある保険会社の顧問をしています、これも自己申告するのですか？

A42: 日本癌学会の事業活動を担う学会役員の場合、申告の必要性は、当該保険会社と本学会が行う事業との間におけるCOI状態の有無によります。このようなCOI状態が発生しないと考えられるのであれば、申告の必要はありません。

Q43: ある会社の産業医をしていて、その診療行為に対して一定の報酬を得ていますが、これも自己申告するのですか？

A43: 日本癌学会の事業活動を担う学会役員の場合、当該会社との間に学会が行う事業に関連するCOI 状態が発生しないと考えられるのであれば、申告の必要はありません。

Q44: 学会役員が企業に所属している場合、COI 状態の開示や申告書の提出は必要ですか？

A44: 学会役員が企業名で会員登録している場合は、申告書の提出は不要です。学会役員が論文投稿、学術総会等で発表を行う場合は、A39に従ってください。